



8月は粗大ごみの収集はありません。

粗大ごみを出しても収集されませんので、9月に降に出すか、粗大ごみシールを貼付して桂苑に直接お持ちください。



お盆期間のごみ収集などの日程

8月	ごみ収集	焼却場(桂苑)への一般持込	し尿くみ取り		
			矢次衛生	嘉穂衛生	総合開発
9日(金)	通常	通常	通常	通常	通常
10日(土)	お休み	通常	お休み	お休み	お休み
11日(日)	お休み	お休み	お休み	お休み	お休み
12日(月)	通常	通常	通常	通常	お休み
13日(火)	通常	通常	お休み	お休み	お休み
14日(水)	通常	通常	お休み	お休み	お休み
15日(木)	通常	通常	お休み	お休み	お休み
16日(金)	通常	通常	通常	通常	通常

【焼却場(桂苑)への一般持込受付時間】

9時~12時、13時~16時30分



お盆期間のごみ収集とし尿くみ取りのお知らせ

ごみ収集・し尿くみ取り

町 保険環境課 生活環境係 ☎65・1097

お知らせ



ご存知ですか？ 国民年金保険料免除制度

国民年金保険料免除制度

町 住民課 国民年金係 ☎65・3301
直方年金事務所 ☎0949・22・0891

「失業した」「所得が少ない」など国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請をして認められれば、保険料の全額または一部が免除となる免除制度や若年者・学生納付猶予制度があります。

保険料を未納のままの状態にしておくと、将来、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けることができない場合があります。ぜひ免除制度をご利用ください。

免除・納付猶予の申請について

【申請手続き】

令和元年度分(令和元年7月~令和2年6月)の申請は、7月1日から桂川町役場で受付

※免除・猶予の申請は、原則毎年度手続きが必要で

※過去期間については、申請をした月から2年1カ月前までさかのぼって免除申請が可能です

【申請に必要なもの】

○個人番号確認書類(個人番号カード、通知カード)

〈本人確認書類〉

- 1点確認：個人番号カード、運転免許証など
- 2点確認：年金手帳、健康保険証、介護保険証など

○印鑑(ご自身の申請の場合は不要)

- 年金手帳 ○失業を理由として免除等を申請する場合、雇用保険受給資格者証、離職票、退職辞令(公務員の場合) など

免除制度は、「納めなくて大丈夫」ということではありません！

免除制度は、決して「納めなくて大丈夫」ということではなく、将来もらえる年金額は減ってしまいます。免除を受けた期間は、10年以内なら遡って納めることができますので、支払える状況になれば納めていただくことをお勧めします。(ただし、2年度過ぎると当時の保険料に加算額が付きまます)遡って納付(追納)を希望される方は、直方年金事務所にご連絡ください。

年金手帳